

雫石町消防団の手引き



令和7年4月

雫石町防災課

目 次

目次	－ 1
はじめに	－ 2
1 消防団（非常備消防）について	－ 3
(1) 雫石町消防団の概要	－ 3
(2) 消防団員の任務	－ 4
(3) 消防団員の任期	－ 4
(4) 消防団員の待遇	－ 4
(5) 表彰制度	－ 4
(6) 消防団員に対する災害補償等	－ 5
2 おもな消防団行事の紹介	－ 6～8
3 資料	
(1) 別表1～5	－ 9～11
(2) 出動の手引き	－ 12

はじめに

消防団の活動内容

(1) 消防の任務

消防とは、火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や被害を防ぐ活動さらには事故災害における救助、救出活動など国民の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対処する活動を言います。

(2) 消防団の活動

消防団の強みは次のようにいわれていますが、これらの特性を生かして、通常の火災はもとより、台風や豪雨などの風水害さらには大規模地震まで様々な災害に対し、地域防災の中核として活動しています。また、日頃から訓練を行うとともに特別警戒活動を実施するなど、災害へ備えて地道な活動も行っています。

- 地域密着性 消防団員は区域内に居住し又は勤務していることから、地域の人々や事情に通じている
- 要因動員力 多数の団員の動員が可能なこと
- 即時対応力 区域内の居住し又は勤務することから、災害の際に即時に対応が可能なこと

消防団は、消防署に勤務している消防職員とは異なり、生業を持ちながら活動を行っています。団員を支えているのは、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という崇高な精神と団員一人一人の旺盛な郷土愛護の念、さらには御家族の御協力、町民の皆さんの暖かい御支援によるものです。

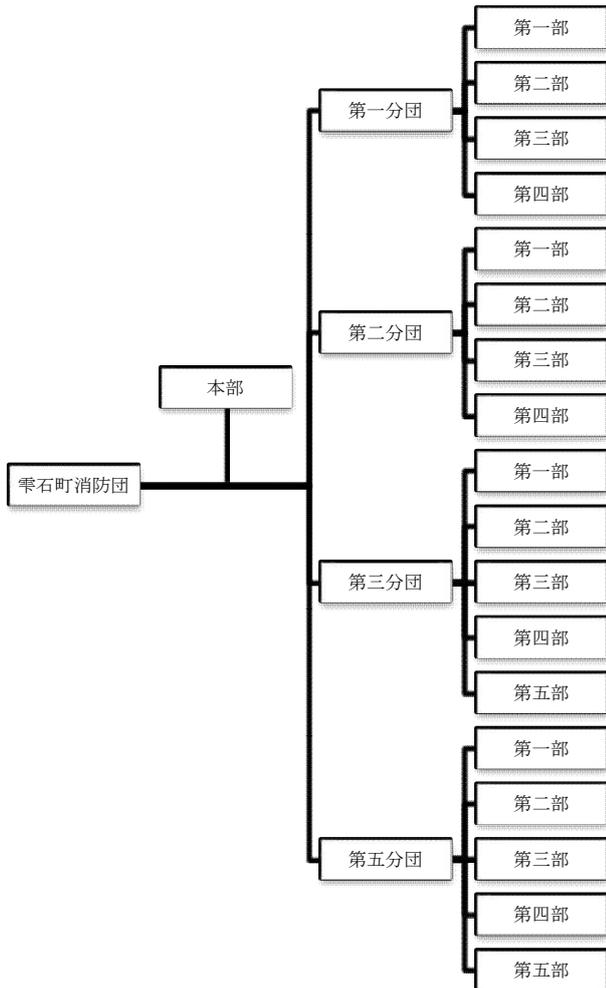
1 消防団（非常備消防）について

消防団は、常備消防の消防組合、消防署とともに、町民の生命、身体及び財産の保護の任務に当たるために、消防組織法及び町の条例に基づき設置されています。



(1) 消防団の概要

雫石町消防団は本部及び4つの分団、18の部で組織され、条例定数は367人（令和6年3月末現在 実員数257人：別表1）となっています。配備されている消防屯所は17施設、ポンプ車は16台、小型動力ポンプ付積載車は2台です。



雫石町消防団ポンプ車等有数

令和7年3月現在

車両種別	台数
消防ポンプ車	16台
小型動力ポンプ付積載車	2台
小型動力ポンプ	9台
指令車	1台
防災学習車	1台

（２） 消防団員の任務

部にはそれぞれ受持ちの地域があり、詰所である消防屯所を持ち、消防ポンプ車又は小型動力ポンプ付積載車を所有しています。通常、団員は農業、商業又は会社員などの職業に従事しており、火災発生を知るとともに各屯所に参集し、消防車に乗って火災現場へ出動します。火災現場では放水消火、中継送水、覆土消火、破壊消火のほか、必要に応じて様々な活動を行い、鎮火後も火災現場を受持つ部が再出火の警戒に当たります。また、火災だけでなく、大雨、洪水災害時の水防活動や、大きな地震が起きた際の巡回、警戒活動など、非常災害時には地域のために出動しています。そのほか、訓練、行事や広報活動、消防水利の点検、ときには地域行事の警備など、多岐にわたる活動（P6～「2 主な消防行事の予定」参照）を実施しています。

（３） 消防団員の任期

雫石町消防団の団員に任期はありません。団長、副団長、分団長、部長の任期は4年です。

（４） 消防団員の待遇

消防団員は、地方公務員法第3条第3項第5号に列举される特別職の非常勤公務員です。団員には、階級に応じた年額報酬と、火災や訓練等の職務に従事した場合の出動報酬を支給しています。報酬額は別表2のとおりです。

また、団員への貸与品は別表3のとおりです。

（５） 表彰制度

一定の期間以上勤続して地域の消防防災に貢献した団員や、特に功労があった団員に対して表彰を行っています。表彰には、個人表彰のほか分団表彰、団表彰などがあり、年功や功労の度合いによって町長、岩手県消防協会会長、岩手県知事、日本消防協会会長、消防庁長官などから授与されます。また、叙勲を受ける団員もいます。なお、個人表彰を授与された時は、表彰状と記念章（バッジ）が贈呈されます。

(6) 消防団員に対する災害補償等

消防団員には次のような補償等を行っています。

ア 公務災害補償（岩手県市町村総合事務組合）

消防活動中に負傷したり疾病にかかったりしたとき、又は障害の状態になったときの損害補償や、死亡したときの遺族補償などが支払われます。

イ 火災共済

全団員家庭が加入しているもので、団員の住家が火災、落雷、風水害、雪害などの被害を受けたときに、共済金が支払われます。掛金は一括して団が支払います。

ウ 福祉共済

全団員が加入しているもので、団員が死亡した又は一定の障害を受けた場合に援護金、見舞金等が支払われます。また、7日以上入院をした場合にも入院見舞金が支払われます。なお、共済金給付内容は別表4のとおりです。

エ 退職報償金（岩手県市町村総合事務組合）

長期間勤務して退職した団員に対して、その労苦に報いる目的で支給されるものです。金額は階級、勤続年数から算出され、別表5のとおりとなります。

地域に密着して活動を行う消防団員は、自主防災組織とともに地域防災の中核として活躍しており、自主防災組織と合同で研修及び訓練を行っています。また、火災、災害現場でも常備消防（消防署）と連携し、大きな戦力として災害の鎮圧に貢献しています。

町民の皆様には、雫石町消防団に対する深い御理解と御協力をお願いするとともに、一人でも多くの方が、地域防災のリーダーとして活動する消防団に入団して頂くことを期待しています。

2 主な消防行事の紹介

栗石町消防フェスティバル

消防フェスティバルは、消防団とのふれあいの場を作り、町民の消防への関心を高め防火防災思想の高揚を図ることを目的に行われます。



総合防災訓練

災害時の迅速かつ的確な活動を可能とするため、防災関係機関と地域住民が一体となって訓練する総合防災訓練を毎年9月に実施しています。



水防訓練

大雨、洪水等による水害に対し、堤防の決壊や損壊を防ぐための水防工法を学び、知識・技術の向上を図っています。



消防操法訓練・競技会

消防操法とは、消防用機械器具の操作・取扱方法のことで消火活動の基本となる動作です。各分団で訓練を行うとともに、岩手地区支部大会出場者を選抜して訓練を行い、さらに上位大会をめざしています。



火災防御訓練

山林火災を想定した長距離送水訓練や市街地火災を想定した飛び火警戒訓練など、より具体的な災害を想定した実践的訓練を行い、対応力の向上を図っています。



施設点検・ポンプ性能試験

消防屯所や消防ポンプなど定期的な装備品の点検整備を行い、有事に備えています。



教育訓練

消防庁消防大学校や岩手県消防学校の教育カリキュラムを受けられる受講機会を確保し、消防知識の習得や技術の向上を図っています。



消防出初式

毎年1月最初の日曜日に消防出初式を行っています。1年の無火災と無事故での活動を願い、決意新たによしゅれ通りでの分列行進が行われます。



3 資料

(1) 別表1～5

別表1 雫石町消防団組織表（令和7年4月1日現在）

階級	団 長	副団長	分団長	副分団長	本部	計
本部	1人	4人	4人	4人	16人	29人

分団	部	一般団員	機能別団員	担当地区
第一分団	分団長	1人		第2分団、第3分団、第5分団の受け持ち地区以外のエリア
	副分団長	1人		
	第一部	17人		
	第二部	11人		
	第三部	9人	9人	
	第四部	7人	1人	
第二分団	分団長	1人		西安庭 南畑 鶯宿
	副分団長	1人		
	第一部	13人	2人	
	第二部	10人	2人	
	第三部	14人	2人	
	第四部	17人		
第三分団	分団長	1人		橋場 上野 御明神
	副分団長	1人		
	第一部	9人	1人	
	第二部	6人		
	第三部	4人	4人	
	第四部	10人	1人	
第五分団	分団長	1人		長山 西根
	副分団長	1人		
	第一部	12人	1人	
	第二部	10人	2人	
	第三部	7人		
	第四部	10人	2人	
	第五部	11人		
計		198人	27人	
全団員合計			250人	

別表2 報酬額

(年額報酬)

階 級	団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長
年報酬額	175,000 円	119,000 円	111,000 円	77,000 円

階 級	部 長	班 長	団 員
年報酬額	71,000 円	43,000 円	37,000 円

(出勤報酬)

出勤種別	支給対象	支給額
災 害	火災や水害等の自然災害のほか、事故や遭難事案などに対する出勤	4,200 円/回
訓 練	消防行事や講習会等、団員教育のために行う出勤	1,000 円/時間
警 戒	広報パトロールや河川巡視、イベントなどへの出勤	1,000 円/時間
その他	防火防災指導や地域支援、式典などへの出勤	1,000 円/時間

災害出勤の場合における支給単位の基準は、4時間未満の出勤を1回と数え、4時間を超え、6時間未満の場合は2,100円を加算し、6時間以上の場合は2時間を単位として2,100円を加算する。

別表3 貸与品 (全団員に貸与しているもの)

品 名	品 名
活動服 (上下衣)	制服 (乙種衣)
アポロキャップ	半纏
ベルト	略帽
階級章	編上げ靴

別表4 福祉共済制度の給付内容

区 分	事 由	給付名称		金額 (円)	
死 亡	公 務	遺族援護金		1,000,000	
		弔 慰 金		23,000,000	
		保育援護金 (未就学被扶養者1人あたり)		250,000	
	公務外	遺族援護金		1,000,000	
重度障害	公 務	重度障害見舞金		23,000,000	
		生活援護金		1,000,000	
		保育援護金 (未就学被扶養者1人あたり)		250,000	
	公務外	生活援護金		1,000,000	
障害 ※等級は消防 協会の指標	事故又は疾病に より180日以内 に一定の障害の 状態に該当した とき	障害見舞金	3級又は4級	500,000	
			5級又は6級	300,000	
			7級又は8級	180,000	
			9級又は10級	90,000	
			11級又は12級	60,000	
	公務の場合の付 加給付	見舞金	3級～ 6級	1号～2号	750,000
				3号	500,000
			7級～ 9級	1号～2号	500,000
				3号	400,000
			入院	事故又は疾病に よる入院	入院見舞金 (120日限度) 7日以上入院で入院日数1日あたり

別表5 退職報償金支給額表 (単位:千円)

階 級	5年以上		10年以上		15年以上		20年以上		25年以上		30年以上		35年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	35年未満	35年未満	35年未満	35年未満			
団 長	239	344	459	594	779	979	1,079						
副 団 長	229	329	429	534	709	909	1,009						
分 団 長	219	318	413	513	659	849	949						
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809	909						
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834						
団 員	200	264	334	409	519	689	789						

(2) 出動の手引き

ア 基本事項

出動は3人以上で行います。

イ 火災出動

火災の際の出動方法については各部で取り決めがあるため、部長（班長）の指示に従ってください。

なお、消防団への出動要請は次のように行われます。

(ア) 一般火災

消防署への指令と同時に団員メールが発信されます。

(イ) 車両火災

消防署への指令と同時に団員メールが発信されます。出動部隊は地元分団と第一分団第一部となります。

(ウ) 自火報発報及びその他火災

自火報発報は火災警報器による発報、その他火災は、要請時点で火元が小さく詳細が不明の火災のこと。消防署への指令と同時に団員メールが発信されます。消防隊が現場確認し消防団の出動が必要かどうか判断しますので、要請があるまで屯所待機となります。

ウ 大雨・洪水警報、暴風（暴風雪）警報発表時

状況に応じて、連絡網にて出動要請が発信されます。要請内容に従い警戒巡視等の活動を行い、被害・危険箇所を発見した場合は警戒本部へ報告をしてください。また、警報発令が予想される時は外出・飲酒を控えるなど、出動できる準備をお願いします。

エ 大地震発生時

状況に応じて、連絡網にて出動要請が発信されます。まずは自分と家族の安全を確保し、安全を確認後、要請内容に従い管内の警戒巡視等の活動を行い、被害・危険箇所を発見した場合は警戒本部へ報告をしてください。

令和7年度

全国統一防火標語

急ぐ日も

足止め火を止め

準備よし